

議員提出第4号議案

過労死防止基本法の制定を求める意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成25年12月19日

安城市議会議員	杉	浦	秀	昭
〃	竹	本	和	彦
〃	野	場	慶	徳
〃	近	藤	正	俊
〃	宮	川	金	彦
〃	早	川	建	一
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	法	福	洋	子

—提案理由—

この案を提出したのは、国による過労死防止の総合的な対策が積極的に行われるよう、一日も早く過労死防止基本法を制定することを国に要望するため。

過労死防止基本法の制定を求める意見書

我が国は戦後復興と高度成長を経て先進主要国としての国際的地位を築きあげたが、その一方で、過労死が労災であると認定される数は増え続けており、長時間労働や劣悪な職場環境を強いた一部の職場における「過労死」、「過労自死」の発生は、大きな悲劇を生み、深刻な社会問題として認識されるようになった。

このような状況を鑑み、国連社会権規約委員会では、過労死・過労自死の実態について懸念を示した上で、過労死防止策の強化を日本政府に対して求めている。

我が国の労働基準法では労働者が過重な長時間労働を強いられているのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しているが、昨今の雇用情勢の中、労働者は幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではなく、また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中において自社だけを改善するのは難しい面がある。

ますます厳しくなると想定される企業間競争とグローバル経済の中で、労働者を守りながら経済と社会を健全に発展させるため、個人や企業の努力に頼るのではなく、国が過労死防止に関する法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国におかれては前述の趣旨を踏まえ、下記内容の法律(過労死防止基本法)を一日も早く制定されるよう強く要望する。

記

- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。
- 2 過労死を無くすための国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

安城市議会